

贈与税改正 その①

贈与税の税率の見直し

増税と減税が混在しますが、庶民には、あまり、縁のない改正です。



25年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年
2013													2013
26年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年
2014													2014
27年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年
2015	<b>27年1月1日以降の贈与に適用する</b>												2015

現行

通常の暦年贈与

直系尊属からの暦年贈与

基礎控除後の課税価格	税率%	控除額(万円)	基礎控除後の課税価格	税率%	控除額(万円)	基礎控除後の課税価格	税率%	控除額(万円)
200万円以下	10	—	200万円以下	10	—	200万円以下	10	—
200万円超 300万円以下	15	10	200万円超 300万円以下	15	10	200万円超 400万円以下	15	10
300万円超 400万円以下	20	25	300万円超 400万円以下	20	25	400万円超 600万円以下	20	30
400万円超 600万円以下	30	65	400万円超 600万円以下	30	65	600万円超 1000万円以下	30	90
600万円超 1000万円以下	40	125	600万円超 1000万円以下	40	125	1000万円超 1500万円以下	40	190
1000万円超	50	225	1000万円超 1500万円以下	45	175	1500万円超 3000万円以下	45	265
			1500万円超 3000万円以下	50	250	3000万円超 4500万円以下	50	415
			3000万円超	55	400	4500万円超	55	640

最高税率を55パーセントに引き上げる。

直系尊属からの贈与で、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上の子や孫。

200万円を贈与すると  
 $200 - 110 (\text{基礎控除}) = 90 \times 10\% = 9 \text{万円}$

200万円を贈与すると  
 $200 - 110 (\text{基礎控除}) = 90 \times 10\% = 9 \text{万円}$

200万円を贈与すると  
 $200 - 110 (\text{基礎控除}) = 90 \times 10\% = 9 \text{万円}$

500万円を贈与すると  
 $500 - 110 (\text{基礎控除}) = 390 \times 20\% - 25 = 53 \text{万円}$

500万円を贈与すると  
 $500 - 110 (\text{基礎控除}) = 390 \times 20\% - 25 = 53 \text{万円}$

500万円を贈与すると  
 $500 - 110 (\text{基礎控除}) = 390 \times 15\% - 10 = 48.5 \text{万円}$

1000万円を贈与すると  
 $1000 - 110 (\text{基礎控除}) = 890 \times 40\% - 125 = 231 \text{万円}$

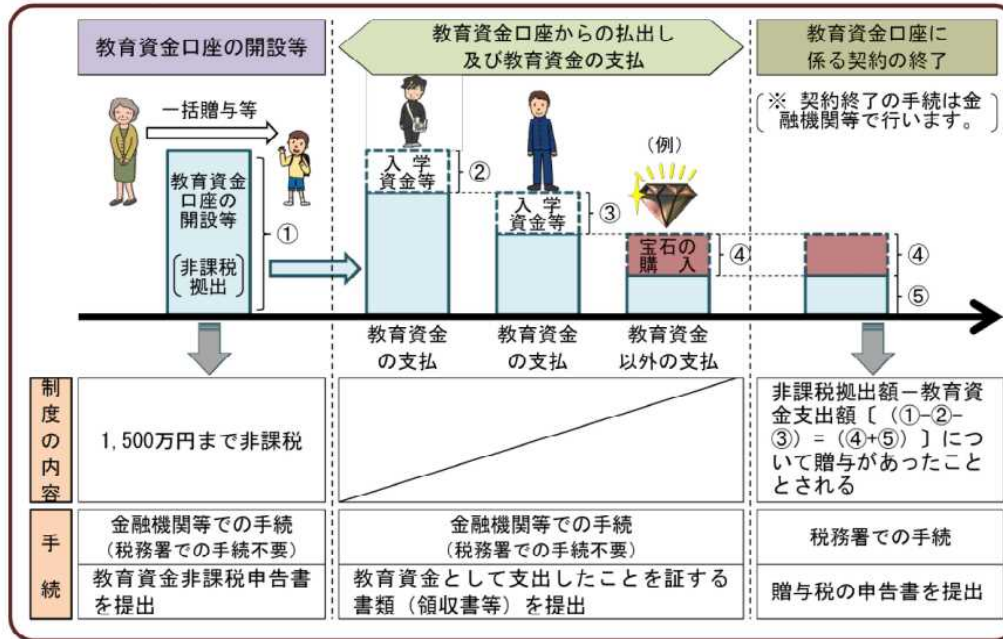
1000万円を贈与すると  
 $1000 - 110 (\text{基礎控除}) = 890 \times 40\% - 125 = 231 \text{万円}$

1000万円を贈与すると  
 $1000 - 110 (\text{基礎控除}) = 890 \times 30\% - 90 = 177 \text{万円}$

同一年中に直系尊属とそれ以外の者からの贈与がある場合について、基礎控除の適用に係る調整規定が置かれると考えられる。

贈与税改正 その②

子や孫に対する教育資金の一括贈与を非課税とする特例です。



- 受贈者** 30歳未満の直系卑属（子、孫、ひ孫）
- 贈与財産** 学校等に支払う入学金や授業料等の教育資金で文部科学大臣の定める一定の範囲のもの。習い事や塾など学校以外に支払われる費用も含まれる。
- 贈与の方法** 金銭等を信託銀行や銀行などに信託等をする。
- 限度額** 受贈者一人につき、1500万円までが非課税とされる。学校等に支払われる以外の教育資金は、500万円が上限となります。贈与者である直系尊属は、子や孫に対してであれば、人数に制限なく、贈与することができる。受贈者は、複数の直系尊属から贈与を受けるときは、贈与された教育資産の合計で、1500万円が限度となります。
- 期間** 受贈者が30歳に達するまで教育資金を払い出すことができる。

図は、国税庁H25説明パンフレットより

**手続き** 受贈者は、金融機関を経由して、本特例を受ける旨等を記載した教育資金の非課税申告書を納税地の所轄税務署長に提出します。教育資金を払い戻した場合は、教育資産の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない。

**残額** 30歳に達して使い残しの残額があるときは、その時点で贈与があったものとして贈与税が課税されます。受贈者死亡の場合は、課税されません。

**3年以内** 教育資金の一括贈与の特例は、相続開始前3年以内の贈与でも相続財産には含まない。

25年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年
2013	平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間の贈与について適用される												2012
26年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年
2014													2013
27年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年
2015													2015

## 贈与税改正 その③

相続時精算課税の適用要件を見直し、対象の拡大をはかります。

### 相続時精算課税の計算

- 贈与を受けたときに贈与財産に対する贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。相続時精算課税は次の要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。なお、一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。

#### ＜対象者等＞

- ① 贈与者（贈与をする人）は65歳以上である親
- ② 受贈者（贈与を受ける人）は20歳以上の贈与者の推定相続人である子（子が亡くなっているときは20歳以上の孫）

注：年齢は贈与の年の1月1日現在のものです。

#### ＜手続＞

- この制度を選択しようとする受贈者は、**贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出しなければなりません。**なお、相続時精算課税選択届出書には、①受贈者の戸籍の謄本又は抄本、②受贈者の戸籍の附票の写し、③贈与者の住民票又は戸籍の附票の写しなど一定の書類を添付して提出してください。

今回の改正点は、赤枠の部分です。

- ① 贈与者は60歳以上に引き下げられます。
- ② 受贈者に贈与者の孫で、20歳以上の者が適用対象に加える。

受贈者に孫が追加されたが、孫は、通事の場合は、相続人でないから、贈与者死亡による相続時に相続財産を取得できるとは限らない。その際に、受贈された金融資産が残っていないときは、相続税の納付が困難になることもあるだろう。



国税庁パンフレット「暮らしの税金」より

25年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年
2013													2012
26年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年
2014													2013
27年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年
2015	27年1月1日以降の贈与に適用する												2015